

# 高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部会議（第7回）

日時：令和7年12月27日（土）

午後1時30分

場所：災害対策本部室

出席：高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部

本部長（知事）

本部員（副知事、政策統轄監、農林水産部、  
生活環境部、危機管理部）

西部総合事務所※ 家畜保健衛生所※（※はリモート参加）

鳥取大学

〔配信〕総合事務所等、市町村

# 会議の内容

- 1 米子市の発生事例の防疫対応
- 2 米子市の発生事例への今後の対応
- 3 県内養鶏場への今後の対応
- 4 野鳥への対応状況
- 5 ため池の対応状況
- 6 県内の鶏肉の流通量への影響等
- 7 県民への情報提供 等
- 8 京都府及び茨城県における鳥インフルエンザ発生概要
- 9 国の対応
- 10 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 11 鳥取県の対応(県内防疫体制の整備)
- 12 鳥取県の対応(国内8例目岡山県への協力)

# 米子市の発生事例の防疫対応

## 1 殺処分

12/2(火)午前8時開始、12/4(木)午前1時17分終了 殺処分羽数 74,809羽

## 2 農場清掃、消毒

農場清掃、消毒(1回目) 12/6(土)正午終了

消毒(2回目)12/15(月)、(3回目)12/22(月)終了

## 3 埋却

12/3(水)午前11時開始、12/6(土)正午終了

鶏糞、飼料等 50m×10m×3本

## 4 移動制限区域(半径3Km)の解除

12/28(日)午前0時、消毒ポイント2か所を廃止

## 5 防疫作業従事者数(～12/28(日)延人数)

県職員1,097名(一般職員:930名、家畜防疫員等:167名)、米子市:174名、JAグループ:18名、NOSAI:7名、建設業協会:88名、警備業協会:286名、民間派遣会社:800名 計2,470名

# 米子市の発生事例への今後の対応

条件:12月27日(土)中に鶏に異状がない場合

- 1 12月28日(日)午前0時で移動制限解除
  - ・最後の消毒ポイント2カ所を廃止
  - ・今回の発生に係る防疫対応は全て終了
- 2 12/28(日)午前0時をもって鳥取県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部解散
- 3 引き続き半径10kmの9農場について、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、7日間は家畜保健衛生所が死亡羽数の推移の監視を継続  
※7日間経過後も、家保への死亡羽数増加等の異状通報体制は継続
- 4 発生農場の再開に向けた対応
  - ・モニター鶏の導入によるウイルス陰性確認の実施
  - ・鳥取大学の協力による野生動物の侵入対策の実施

# 県内養鶏場への今後の対応

## 1 年末年始に向けての体制整備

- ・備蓄資材(防護服、動力噴霧機)等の緊急再整備(12/25完了)
- ・農場から家保への緊急通報体制整備(確認済)
- ・レンタル協会、トラック協会等協定締結先との連絡体制の確認(実施済)
- ・県内発生時の連絡体制及び動員体制の整備(確認済)

## 2 大雪時の農場への指導・注意喚起(12/24,25)

大雪時は野鳥や野生動物の侵入リスクが非常に高まるため、以下を指導

- ・消毒設備・給水管等の凍結防止対策
- ・消毒液の有効濃度の確認
- ・鶏舎周囲等へのこまめな消石灰散布

## 3 県内養鶏場間の鶏糞の移動に対する指導(12/23)

- ・可能な限り、鶏糞は冬季は農場外に移動させない
- ・移動をする際は農場出入りの専用衣服の着用、長靴の交換、手指消毒、車両消毒の徹底

# 野鳥への対応状況

## ○野鳥監視ステージ3で対応

⇒野鳥の異常やウイルスの検出はなし

⇒年末年始も継続対応(ステージ3を維持)

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3カ所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3カ所 ※近隣で発生した場合は最大6カ所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内の感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点+重点区域
	糞便・水検査	最大 6カ所+重点区域

## ○野鳥監視

- ・環境省の野鳥監視重点区域(周囲10km圏内)指定を受け、重点区域内では、12カ所を毎日実施
- ・12カ所の野鳥監視ポイントに加えて、落水されていない農場周辺のため池も監視  
⇒野鳥重点区域解除(令和8年1月3日24時)後も、ため池も含めて当面の間重点監視を継続

## ○糞便・環境水調査

- ・鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する県内3カ所の湖沼(日光地区、東郷池、米子水鳥公園)で糞便・環境水の調査を実施
- ・従来の6カ所に加え、発生農場周辺のため池でも実施

# ため池の対応状況

## 農業用ため池

### ○鳥インフルエンザ発生に伴う農業用ため池の対応

- ・野鳥の水場となり得るため池の落水措置について、関係市町・ため池管理者等への協力依頼を行う(10/8,12/4)とともに、県内養鶏場周辺ため池について農林局(農林事務所)職員による現地調査を実施
- ・現地調査では、落水状況や野鳥の飛来状況確認のほか、ため池管理者へ引き続き落水について協力を要請
- ・西部管内における対象ため池は17箇所。12/16には、全ての対象ため池の現地調査を完了。現在、落水対策実施箇所は対応中も含め約8割(13箇所)、未実施のため池については、市町や関係者(養鶏)を含め更なる協力依頼を実施中

○米子市5池 ○大山町6池 ○南部町4池 ○伯耆町1池 ○日南町1池

### ○ため池の落水状況



# 県内の鶏肉の流通量への影響等

鶏肉の販売量は確保されており大きな影響はありません。

## ◆卸売事業者(県産鶏肉取扱※)への聞き取り状況

- ・不足感は無く、販売数量を確保できており、仕入や販売には影響は出ていない。

※今回の養鶏場の鶏肉を扱う卸売事業者への聞き取り

## ◆県内の主なスーパーへの聞き取り状況

- ・販売量は確保できている。
- ・消費者から心配の声などは無く、買い控え等は見られない。
- ・仕入価格は例年に比べて、全国的に高くなっている。

※鶏肉の販売価格は上昇している。例年、年末にかけて上昇傾向がみられ、加えて、円安による生産費の高騰等が影響していると考えられる。

【参考】 東京市場における鶏肉(もも)の相場(円/kg)(R7.12.22現在) ※日本経済新聞荷受相場表より

	9月	10月	11月	12月
R7	757	731	735	770 <small>(12/22時点での集計)</small>
R6	627	654	692	731

# 県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等でも、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
- 県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供 ⇒トップページの注目情報にもリンクを掲載

テレビCM(12/17~26、3局24回)、新聞広告(12/11日本海新聞)

YouTube広告15秒CM(12/21~28)、新聞折込チラシ(12/22日本海新聞)

県民の皆様へ



鳥取県

鶏肉・鶏卵は「安全」です  
安心してお召し上がりください!



鶏肉や鶏卵等を食べることにより、人が鳥インフルエンザに感染する可能性はないと考えられています。

根拠のない噂などに惑わされないようにしましょう。

OK!



鳥インフルエンザの感染が疑われる鶏等の肉や卵が流通することはありません。



適切な加熱調理や胃酸によってウイルスは死滅します。



鳥とヒトでは細胞表面にあるウイルスの受け皿の形が違います。

※食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることは控え、中心部までよく加熱する等、十分注意してください。 ※出典:食品安全委員会

鳥取県の鳥インフルエンザに関する情報はコチラ▶



9

# 県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。鶏肉・鶏卵は安心して食べることができます。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいります。県のホームページなどをご覧ください。根拠のない噂などに惑わされないよう御協力をお願いします。



(別添1)

2004年3月11日  
(注) 2014年4月24日更新

## 鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

# 相談窓口 (24時間対応しています)

## ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 ( " )
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276 (夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149 ( " )
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320 ( " )

※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」(<https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/>)を活用いただくと正確な位置情報や写真の共有が可能です。

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( " )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( " )

## ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

## ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8533 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (ガイダンス等により24時間対応可) 11
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 ( " )

# 京都府及び茨城県における鳥インフルエンザ発生概要

## 1 京都府発生農場の概要及び経緯

農場所在地: 京都府亀岡市 (国内9例目)

飼養状況 : 採卵鶏 約28万羽

経 緯: • 12月23日(火) 当該農場から家畜保健衛生所に通報があり、農場へ立入り正午に簡易検査で、10羽中10羽の陽性を確認  
• 12月24日(水) 午前9時、遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定し、殺処分を開始

## 2 茨城県発生農場の概要及び経緯

農場所在地: 茨城県城里(しろさと)町 (国内10例目)

飼養状況 : 採卵鶏 約97万羽

経 緯: • 12月24日(水) 当該農場から家畜保健衛生所に通報があり、農場へ立入り、午後0時30分頃簡易検査で10羽中10羽の陽性を確認  
• 12月25日(木) 午前8時、遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定し、殺処分を開始

# 国の対応

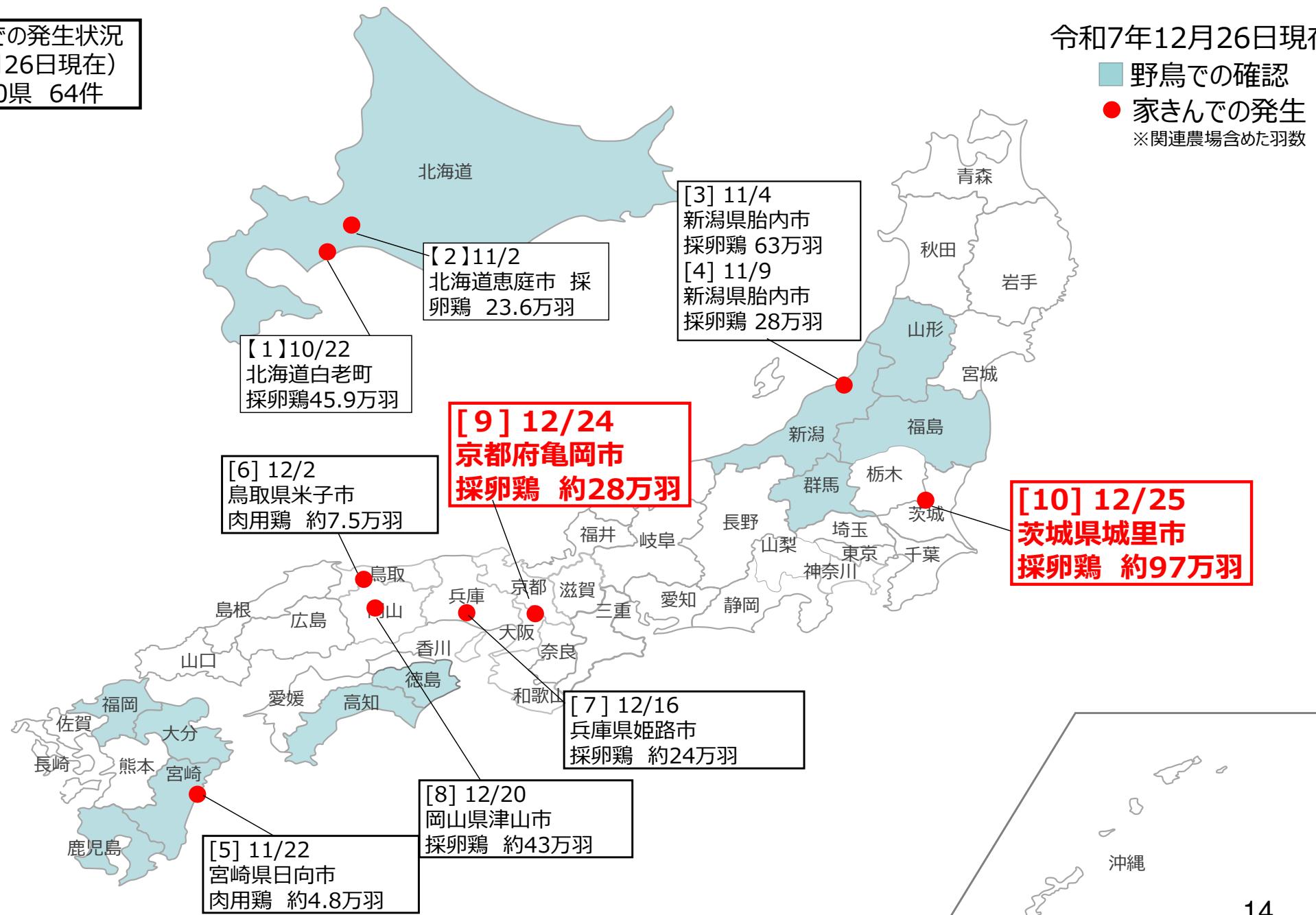
- 1 12月24日に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 京都府及び茨城県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

# 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

野鳥での発生状況  
(12月26日現在)  
1道10県 64件

令和7年12月26日現在

■ 野鳥での確認  
● 家きんでの発生  
※関連農場合めた羽数



# 鳥取県の対応(県内防疫体制の整備)

1 12月23日、24日に県内全78農場に対し注意喚起。飼養衛生管理について再度自己点検を実施。

再度、鶏舎周囲等の緊急消毒を実施。特に降雨雪後の再消毒の徹底を指示  
(※消石灰5,400袋の配布済)

休日・夜間の通報は家畜保健衛生所の代表電話へ。出ない場合は県庁防災当直(0857-26-8100)に電話するよう全農場に連絡済み。

2 通報時の対応、防疫体制の整備

・休日・夜間、年末年始の家畜保健衛生所の体制整備  
東中西の家保それぞれで通報に対する体制を整備しており、家保相互間の応援体制も確認済  
・県関係部署連絡体制、協定先との連絡体制を確認済

3 京都府及び茨城県の発生農場と県内農場は、飼料業者、運送業者等の疫学関連はなし。

※県外からの鶏糞の持ち込みもないことを確認済

# 鳥取県の対応(国内8例目岡山県への協力)

「中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定」に基づき岡山県が行う防疫措置への協力

- 当県が中国地方5県間の連絡調整
  - 発生情報、疫学情報の共有(殺処分進捗率99.0%(12/27(土)9時現在))
  - 防疫資材の協力、家畜防疫員の派遣
    - ・殺処分用の炭酸ガスボンベを提供(本県50本、島根県50本)
    - ・家畜防疫員2名派遣
    - ・炭酸ガス延長10mホース10本貸出(本県2本、島根県1本、広島県7本)
- その他の防疫資材についても、ニーズを把握して追加支援を予定

中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定(H27.11.6締結)

## 連携項目

- ①連携情報の共有 (発生情報、疫学情報の共有等)
- ②連絡調整体制の確保 (中国5県各県の連絡窓口の設置)
- ③発生時の防疫資材の相互調達 (各県の備蓄資材の融通など)
- ④家畜防疫員等の派遣 (発生県への獣医師職員の派遣)